

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年7月29日答申分

答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100080号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100032号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成27年3月20日は82万円、平成27年6月30日及び平成27年10月30日は150万円、平成28年12月20日は90万円、平成29年7月14日及び平成29年12月15日は50万円に訂正することが必要である。

平成27年3月20日、平成27年6月30日、平成27年10月30日、平成28年12月20日、平成29年7月14日及び平成29年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月20日、平成27年6月30日、平成27年10月30日、平成28年12月20日、平成29年7月14日及び平成29年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年3月20日
② 平成27年6月30日
③ 平成27年10月30日
④ 平成28年12月16日
⑤ 平成29年7月14日
⑥ 平成29年12月15日

A社から支給された請求期間①から⑥までの賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び支給控除一覧表により、請求者は、同社から、

請求期間①は 82 万円、請求期間②及び③は 150 万円、請求期間④は 90 万円、請求期間⑤及び⑥は 50 万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 82 万円、請求期間②は 180 万円、請求期間③は 400 万円、請求期間④は 90 万円、請求期間⑤及び⑥は 50 万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 7 万 1,643 円、請求期間②は 13 万 1,055 円、請求期間③は 13 万 3,710 円、請求期間④は 8 万 1,819 円、請求期間⑤は 4 万 5,455 円、請求期間⑥は 4 万 5,750 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間④の賞与に係る支払年月日について、オンライン記録においては平成 28 年 12 月 16 日と記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）されているところ、A 社から提出された金融機関の当座勘定照合表により、平成 28 年 12 月 20 日に当該賞与に係る小切手が現金化されていることが確認できること及び事業主の陳述から、平成 28 年 12 月 20 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 27 年 3 月 20 日、平成 27 年 6 月 30 日、平成 27 年 10 月 30 日、平成 28 年 12 月 20 日、平成 29 年 7 月 14 日及び平成 29 年 12 月 15 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月 20 日、平成 27 年 6 月 30 日、平成 27 年 10 月 30 日、平成 28 年 12 月 20 日、平成 29 年 7 月 14 日及び平成 29 年 12 月 15 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100081号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100033号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成27年3月20日は17万円、平成27年7月11日は45万3,000円、平成27年12月18日は54万4,000円、平成28年3月31日は13万円、平成28年12月20日は60万円、平成29年7月14日及び平成29年12月15日は32万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年3月20日、平成27年7月11日、平成27年12月18日、平成28年3月31日、平成28年12月20日、平成29年7月14日及び平成29年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月20日、平成27年7月11日、平成27年12月18日、平成28年3月31日、平成28年12月20日、平成29年7月14日及び平成29年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年3月20日
② 平成27年7月11日
③ 平成27年12月18日
④ 平成28年3月31日
⑤ 平成28年12月16日
⑥ 平成29年7月14日
⑦ 平成29年12月15日

A社から支給された請求期間①から⑦までの賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された貸金台帳及び支給控除一覧表により、請求者は、同社から、請求期間①は17万円、請求期間②は45万3,000円、請求期間③は54万4,000円、請求期間④は13万円、請求期間⑤は60万円、請求期間⑥及び⑦は32万5,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は17万円、請求期間②は45万3,750円、請求期間③は54万4,500円、請求期間④は13万円、請求期間⑤は60万円、請求期間⑥及び⑦は32万5,000円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1万4,853円、請求期間②は3万9,579円、請求期間③は4万8,492円、請求期間④は1万1,588円、請求期間⑤は5万4,546円、請求期間⑥は2万9,546円、請求期間⑦は2万9,737円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間⑤の賞与に係る支払年月日について、オンライン記録においては平成28年12月16日と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、A社から提出された金融機関の当座勘定照合表により、平成28年12月20日に当該賞与に係る小切手が現金化されていることが確認できること及び事業主の陳述から、平成28年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成27年3月20日、平成27年7月11日、平成27年12月18日、平成28年3月31日、平成28年12月20日、平成29年7月14日及び平成29年12月15日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年3月20日、平成27年7月11日、平成27年12月18日、平成28年3月31日、平成28年12月20日、平成29年7月14日及び平成29年12月15日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100082号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100034号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成27年3月20日は75万円、平成27年6月30日及び平成27年10月30日は150万円、平成28年12月20日は70万円、平成29年7月14日及び平成29年12月15日は35万円に訂正することが必要である。

平成27年3月20日、平成27年6月30日、平成27年10月30日、平成28年12月20日、平成29年7月14日及び平成29年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月20日、平成27年6月30日、平成27年10月30日、平成28年12月20日、平成29年7月14日及び平成29年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年3月20日
② 平成27年6月30日
③ 平成27年10月30日
④ 平成28年12月16日
⑤ 平成29年7月14日
⑥ 平成29年12月15日

A社から支給された請求期間①から⑥までの賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び支給控除一覧表により、請求者は、同社から、

請求期間①は 75 万円、請求期間②及び③は 150 万円、請求期間④は 70 万円、請求期間⑤及び⑥は 35 万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 75 万円、請求期間②は 180 万円、請求期間③は 400 万円、請求期間④は 70 万円、請求期間⑤及び⑥は 35 万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 6 万 5,527 円、請求期間②は 13 万 1,055 円、請求期間③は 13 万 3,710 円、請求期間④は 6 万 3,637 円、請求期間⑤は 3 万 1,818 円、請求期間⑥は 3 万 2,025 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間④の賞与に係る支払年月日について、オンライン記録においては平成 28 年 12 月 16 日と記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）されているところ、A 社から提出された金融機関の当座勘定照合表により、平成 28 年 12 月 20 日に当該賞与に係る小切手が現金化されていることが確認できること及び事業主の陳述から、平成 28 年 12 月 20 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 27 年 3 月 20 日、平成 27 年 6 月 30 日、平成 27 年 10 月 30 日、平成 28 年 12 月 20 日、平成 29 年 7 月 14 日及び平成 29 年 12 月 15 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月 20 日、平成 27 年 6 月 30 日、平成 27 年 10 月 30 日、平成 28 年 12 月 20 日、平成 29 年 7 月 14 日及び平成 29 年 12 月 15 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100083号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年7月20日から同年8月1日まで

A社から派遣社員として、平成23年7月中旬までC社に勤務し、その後は、無給休暇の扱いとしてもらい、平成23年7月31日付で退職した。しかし、私の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は平成23年7月20日とされている。資格喪失年月日を平成23年8月1日に訂正し、請求期間を厚生年金保険被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を平成23年7月1日に取得し、平成23年7月20日に喪失しているところ、B社から提出された「賃金支払状況及び出勤簿」、「スタッフ別タイムシート一覧表」及び「タイムシート添付リスト」によると、請求者のA社における最終出勤日は、いずれも平成23年7月19日であることから、請求者は、請求期間に勤務していないことが確認できる。

また、B社は、退職については、請求者の申出により平成23年7月19日の契約終了として退職した旨回答している上、請求者の主張する内容について、当時のA社の社会保険事務担当者は、請求者が平成23年7月31日付退職としてもらったとする業務担当者は既に退職しており、詳細については不明である旨陳述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者は、B社における離職日が平成23年7月19日となっており、請求期間の雇用関係を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。